

(平成五年旧実用新案法の一部改正)
第十一條 特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号)以下「平成五年改正法」という。(附則第四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三條の規定による改正前の実用新案法(以下「平成五年旧実用新案法」という。))の一部を次のように改正する。

第三十一條第一項の表中「千円」を「八百円」「二千円」を「千六百円」「四千円」を「三千二百円」に改める。

(平成五年旧実用新案法の一部改正に伴う経過措置)

第十二條 附則第一條第一号に定める日前に前條の規定による改正前の平成五年旧実用新案法第三十一條第一項の規定により既に納付した登録料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった登録料(平成五年旧実用新案法第三十四條において準用する平成五年改正法附則第四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成五年改正法第一條の規定による改正前の特許法第九條の規定によりその納付が猶予されたものを含む。)については、前條の規定による改正後の平成五年旧実用新案法第三十一條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(平成五年旧特例法の一部改正)
第十三條 平成五年改正法附則第四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第六條の見出しを(電子情報処理組織による特定手続の特例)に改め、同條第一項を次のように改める。

電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、電気通信回線の故障その他の事由により当該特定手続を行うことができない場合において、特許庁長官が必要があると認めるときは、電子情報処理組織の使用に代えて、政令で定めるところにより、磁気ディスクこれに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同(。))の提出によりその特定手続を行うことができる。

第六條第二項中「特定手続等」を「特定手続」に改め、同條第三項中「特定手続等」を「特定手続」に改め、当該磁気ディスクに添付された図面の内容その他の政令で定める事項」を削る。

第七條第一項中「特定手続等のうち特許出願その他の政令で定める手続」を「特定手続(政令で定める手続を除く。))」に、当該手続に「その手続に」に改め、であつて政令で定めるもの、及び(通商産業省令で定めるものを除く。))を削り、同條第二項中「前項の政令で定める手続」を「特定手続(前項の政令で定める手続を除く。))」に改める。

第八條第一項中「特定手続等」を「特定手続その他特許庁長官、審判長又は審査官に対する手続であつて政令で定めるもの(以下この項及び次項において「特定手続等」という。))が、前條第一項の政令で定める手続」を「特定手続(前條第一項の政令で定める手続を除く。))」に改め、その他の政令で定める事項」を削る。(平成五年改正法の一部改正)

第十四條 平成五年改正法の一部を次のように改正する。

附則第四條第二項中「おいて、」の下に、「この法律の施行後に請求される明細書又は図面の訂正並びに」を加え、以下「平成十年改正法」といつ。を削り、又は明細書若しくは図面の訂正及び平成十年改正法」を、及び特許法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十一号以下「平成十一年改正法」といつ。))に改め、同項の表第四十條第二項の下欄中「場合に準用する」を「場合に準用する。この場合において、前條第三項中「第一項第一号の場合」とあるのは、第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項の審判においては、当該審判の請求がされていない請求項についての訂正であつて、第四十條第二項第一号の場合」と読み替へるものとする。に改め、同表第六十一條の下欄中「二 第五十六條第二項、第五十七條又は第五十八條 各本條の罰金刑を、二 第五十六條第二項 三百万円以下の罰金刑 七條又は第五十八條 三十万円以下の罰金刑」に改め、同條に次の一項を加える。

3 平成十一年改正法の施行前に請求された旧実用新案法第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項の審判における明細書又は図面の訂正については、第二項において読み替えられた旧実用新案法第四十條第五項後段の規定は、適用しない。

(平成六年改正法の一部改正)
第十五條 特許法等の一部を改正する法律(平成六年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第九條第二項中「新々特許法」を「特許法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十一号)以下「平成十一年改正法」といつ。))による改正後の特許法(以下「平成十一年改正特許法」といつ。))に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、平成十一年改正法の施行の際現に特許庁に係属している登録異議の申立てにおける明細書又は図面の訂正については、平成十一年改正特許法第二百十條の四第三項後段の規定は、適用しない。

附則第九條第四項から第六項までの規定中「新々特許法」を「平成十一年改正特許法」に改める。

(弁理士法の一部改正)
第十六條 弁理士法(大正十年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第一條中「国際出願」の下に「若八国際登録出願」を加える。
第九條中「称ス」の下に「若八商標法ノ規定ニ依ル国際登録出願(以下単ニ国際登録出願ト称ス)」を加える。

第二十二條ノ第二項中「国際出願」の下に「若八国際登録出願」を加える。

第十七條 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十四号中「含む」を「含む、国際登録簿への登録を除く」に、

- (六) 商標法(昭和二十二年法律第百七号)第七十七條第三項(在外者の特権の登録)
(七) 附記登録、仮抹消の登録、抹消された登録の回復の登録又は登録の変更の登録(これらの登録のうち(六)から(七)までの登録)
(八) 登録の抹消

三十四年法律第百二十七号)第七十七條第三項(在外者の特権の登録)の商標管理人の選任又はその代

Table with 2 columns: 標權等の件数, 商. Rows: 一件につき千五百円, 一件につき千円, 一件につき千円. Includes sub-tables (六) and (七) for 商標權等の件数.

記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は若しくは変更の登録(これらの登録のうち(一)の登録に該当するものを除く。))の登録の抹消

Table with 2 columns: 商標權等の件数, 商. Rows: 一件につき千円, 一件につき千円.

改める。(罰則の適用に関する経過措置)

第十八條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

(政令への委任)
第十九條 附則第二條から第六條まで、第八條、第十條、第十一條及び前條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

大蔵大臣 宮澤 喜一
通商産業大臣 与謝野 馨
内閣総理大臣 小淵 恵三

行政機関の保有する情報の公開に関する法律をここに公布す。
御名 御璽
平成十一年五月十四日
内閣総理大臣 小淵 恵三